

平成31年度固定資産税・都市計画税について

固定資産課税台帳を縦覧できます

納税者のみなさんが自分の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋と比較して、適正かどうかを確認いただける、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

縦覧期間

4月1日(月)～5月7日(火)の開庁時間(土・日曜日、祝日を除く)

場所

税務課(市役所2階11番窓口)

縦覧対象者

土地または家屋に対する固定資産

税の納税者

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

◇家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

課税台帳の閲覧・証明制度

納税義務者(所有者)の方は、固定資産課税台帳記載事項の閲覧または記載事項の証明を申請できます。持ち物

本人確認ができる書類(運転免許

証など)

※代理の方が申請される場合は、代理の方の本人確認書類と納税義務者(所有者)からの委任状が必要です。なお、代理の方が納税義務者と同居の親族である場合は、委任状は不要です。

手数料

◇閲覧 100円

◇記載事項の証明 200円

※固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書は、課税資産明細書とあわせて4月上旬に郵送します。

家屋の課税について

新しく家屋を建築した際は、課税のための家屋調査をお願いしています。

課税される家屋とは、次の3つの要件を満たしているものをいいます。

- ①屋根、3方向以上の壁があるもの
- ②土地に定着しているもの
- ③その建物の目的とする使い方で使用できる状態のもの

そのため、倉庫、物置、車庫などの簡易な建物であっても3つの要件を満たすものであれば課税の対象となります。なお、家屋を取り壊した

り、新築・増改築などされたときは、税額が変わることがありますので家屋償却担当までご連絡ください。

償却資産の課税について

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)については、提出いただいた償却資産申告書を基に課税されます。償却資産をお持ちで未申告の方は、速やかに申告をお願いします。

都市計画税について

毎年1月1日時点で市街化区域内にある土地及び家屋を所有している方に課税され、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

道路、公園、上下水道、といった都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用として活用しています。

問合わせ

税務課

◇家屋、償却資産に関すること

家屋償却担当 ☎0621

◇土地に関すること

土地担当 ☎0622

新しい人権擁護委員が委嘱されました

人権擁護委員が、法務大臣より委嘱(4月1日付)されました。

人権擁護委員は、基本的な人権が侵害されることのないよう適切に対処することが使命とされています。

現在、半田市では7人の人権擁護委員が、啓発活動や無料人権相談などを実施しています(敬称略)。

新任人権擁護委員

岩田 都母恵、澤田 繁見、秦 慶隆

再任人権擁護委員

尾前 宣男、市野 恵功

他の人権擁護委員

神谷 敏子、榊原 顕太郎

無料人権相談日時

◇日時 原則毎月第4月曜日 13時30分～16時

◇場所 市民交流センター(クラシ ティ3階)

◇主な内容

人権が侵害されている(差別、いじめ、虐待など)、結婚・離婚などの家事問題、隣近所のもめごと

問合わせ

総務課 ☎0613